

令和 7 年度
忍 野 村 水 質 検 査 計 画

山梨県 忍野村役場 環境水道課

～はじめに～

本村の水道は、高原山岳の地山梨の清浄で豊かな地下水を水源としています。地下１００mから汲み上げる地下水は、年間をとおり、水量・水質ともに安定しており、水道水源として恵まれ好ましい環境にあります。

このような中であっても、水質検査は、安全でおいしい水道水を給水するために欠かすことのできないものであり、水質管理の中核をなすものです。

このたび、本村では、村民の皆さまに安心して水道をお使いいただけるよう、水質検査の内容や検査体制をより一層充実させた「水質検査計画」を策定いたしました。

< 目 次 >

1	基 本 方 針	5	臨 時 の 水 質 検 査
2	水 道 事 業 の 概 要	6	水 質 検 査 の 方 法
3	水 道 水 源 等 の 概 況	7	水質検査計画及び検査結果の公表
4	定 期 的 な 水 質 検 査	8	関 係 機 関 と の 連 携

1 基本方針

(1) 検査地点

水質検査は、水道水質基準が適用される末端の給水栓に加え、水源地でも行います。

(2) 検査項目

水質検査は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目に加え、水質管理上必要と判断した項目についても行います。

(3) 検査頻度

水質検査は、これまでの検査結果や水源の状況などを考慮し、各地点の項目ごとに検査頻度を定めて行います。

(4) その他

水質検査は、毎日行う検査については村が自ら行い、それ以外の検査については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関への委託により行います。

水質検査結果については、村役場環境水道課窓口または忍野村公式ホームページ（URL <http://www.vill.oshino.lg.jp/>）にてご覧いただけます。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

令和6年度の本村の給水状況は、次のとおりです。（当年度末推計値）

事業の名称	忍野村水道事業
給水区域（給水区域面積）	7.00km ²
給水人口	5,405人
給水世帯数	1,670世帯
年間給水量	802千m ³
1日平均給水量	2,197m ³

(2) 水源及び施設の概要

本村では、中央配水区及び平山配水区に各 1 ヶ所の浄水施設があり、いずれも地下水（深井戸）を水源とし、塩素消毒処理のみを施し、各家庭へ給水しています。

平成 25 年 6 月には、上水道における中央配水場が完成及び供用開始となり、昭和 63 年より本村上水道の中核を担っていた浄水場はその役目を終え、稼働を停止しました。

また、令和 6 年度より平山簡易水道事業が水道事業へ統合され、内野、忍草地区へ給水するエリアは中央水系、平山地区へ給水するエリアは平山水系となりました。

水源及び浄水方法は、下記のとおりです。

配 水 地 区 名	中央水系			平山水系	
水 源 地 の 名 称	第 1 水源地	第 2 水源地	第 3 水源地	第 1 水源地	第 2 水源地
所 在 地	忍野村忍草 3297-7	忍野村忍草 3297-7	忍野村忍草 3314-4	忍野村忍草 2480-12	忍野村忍草 2519-27
水 源 の 種 類	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸
年間取水量（千 m ³ ）	270	270	270	20	18
浄 水 方 法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
主 な 使 用 薬 品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
配 水 方 法	自然流下方式 及び加圧方式	自然流下方式 及び加圧方式	自然流下方式 及び加圧方式	自然流下方式	自然流下方式

3 水道水源等の概況

(1) 水源及びその周辺の状況

本村の水道は、深さ約 100m の深井戸を水源としており、年間をととして、水質・水量ともに安定しています。

水源は、一部住宅地の近くに位置するものもありますが、深井戸であるため、人為的な汚染は受けにくいと考えられます。

(2) 原水及び浄水の水質状況

過去の水質検査で、水道水質基準を超過したことはありませんが、地質的な影響として鉄、硬度、蒸発残留物などがやや高めとなっています。

これらの項目が水道水質基準を超過すると、水道水に色がついたり、不快な味を感じるようになります。

(3) 水質管理上の留意点

本村の水道水源は、恵まれた好ましい環境にあります。地下水はいったん汚染されると、浄化されるまでに非常に長い年月を要し、代替えの水源の確保などが必要となります。

現在のところ、水源周辺の地下水汚染は判明していませんが、山梨県森林環境部が実施する「地下水水質調査」や村独自の調査結果などから、周辺地下水の汚染状況を把握し、水源の監視強化を図っていきます。

4 定期的な水質検査

(1) 検査の項目

本村では、水道法で検査が義務づけられている毎日検査項目（3項目）、水質基準項目（51項目）に加えて、水質管理目標設定項目について検査を行います。

また、遠方監視システムにより、24時間・365日、水質の変化をリアルタイムで監視していき、異常時には職員にメールが送信されます。

[毎日検査項目]

色・濁り・消毒の残留効果の3項目です。

[水質基準項目]

基準値以下で給水することが義務づけられている51項目です。（別表「水質基準項目の検査頻度」参照）

(2) 検査の地点及び頻度

ア 水道法で義務づけられている検査

[毎日検査項目]

村内2ヶ所の給水栓において、1日1回、検査を行います。（遠方監視システムにより常に監視しています）

[水質基準項目]

村内 2 ヶ所の給水栓において、項目ごとに定めた回数（毎月～年に 1 回）の検査を行います。

項目ごとの検査回数は、別表「水質基準項目の検査頻度」のとおりです。

イ 水質管理上の必要性から行う検査

[水質基準項目]

村内 5 ヶ所の取水所の入口地点（原水）において、消毒副生物（塩素消毒により非意図的に発生するおそれのある 1 2 項目）

を除いた水質基準項目について、年 1 回の検査を行います。（別表「水質基準項目の検査頻度」参照）

5 臨時の水質検査

（１） 臨時の水質検査を行う要件

次のような場合に、臨時の水質検査を行います。

- ・ 水源に異常があったとき
- ・ 水質が著しく悪化したとき
- ・ 浄水過程で異常があったとき
- ・ その他、特に必要と認められるとき

（２） 検査を行う項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、PH 値、味、臭気、色度、濁度、及びその他水質基準項目のうち必要な項目

6 水質検査の方法

毎日行う検査については、浄水管理の一環として、村が自ら検査を行います。それ以外の検査については、高度な設備と検査技術が必要であるため、水道法に基づく厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行います。

7 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 公表

村民のみなさまに、安心して水道をお使いいただけるよう、村では水質検査計画と検査結果を公表します。

検査計画は、年度ごとに前年度３月末までに策定し、村役場環境水道課窓口又は忍野村公式ホームページでご覧いただけます。

(2) 水質検査計画の見直し等

水質検査結果の評価や、村民の皆様からのご意見は、次年度の水質検査計画に反映させていただきます。

8 関係機関との連携

水質汚濁事故や水系感染症の発症などがあったときは、国・県・近隣水道事業体などの関係機関との情報連絡網を活用し、速やかな情報交換をするとともに、連携した迅速な対策を行います。

なお、水質検査計画に関するご意見・ご要望やご不明な点は下記までお願いします。

忍野村役場 環境水道課

〒401-0592

山梨県南都留郡忍野村忍草1514番地

TEL 0555-84-3111（代表）

0555-84-7781（直通）

FAX 0555-84-7805

公式HP <http://www.vill.oshino.lg.jp/>

e-mail kansui@vill.oshino.lg.jp

別紙-1(水質基準項目の検査頻度)

「中央水系」

番号	項目名	基準値 (mg/L)	検体数×測定頻度	
			給水栓	原水
基1	一般細菌	100個/ml	12	3
基2	大腸菌	不検出	12	3
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	1	3
基4	水銀及びその化合物	0.0005	1	3
基5	セレン及びその化合物	0.01	1	3
基6	鉛及びその化合物	0.01	1	3
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	1	3
基8	六価クロム及びその化合物	0.02	1	3
基9	亜硝酸態窒素	0.04	1	3
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	4	3
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1	3
基12	フッ素及びその化合物	0.8	1	3
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	1	3
基14	四塩化炭素	0.002	1	3
基15	1,4-ジオキサン	0.05	1	3
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1	3
基17	ジクロロメタン	0.02	1	3
基18	テトラクロロエチレン	0.01	1	3
基19	トリクロロエチレン	0.01	1	3
基20	ベンゼン	0.01	1	3
基21	塩素酸	0.6	4	
基22	クロロ酢酸	0.02	4	
基23	クロロホルム	0.06	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03	4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	4	
基26	臭素酸	0.01	4	
基27	総トリハロメタン	0.1	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03	4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	4	
基30	ブロモホルム	0.09	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	1	3
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1	3
基34	鉄及びその化合物	0.3	1	3
基35	銅及びその化合物	1.0	1	3
基36	ナトリウム及びその化合物	200	1	3
基37	マンガン及びその化合物	0.05	1	3
基38	塩化物イオン	200	12	3
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	1	3
基40	蒸発残留物	500	1	3
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	1	3
基42	ジェオスミン	0.00001	4	3
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	4	3
基44	非イオン界面活性剤	0.02	1	3
基45	フェノール類	0.005	1	3
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	12	3
基47	pH値	5.8～8.6	12	3
基48	味	異常でない	12	3
基49	臭気	異常でない	12	3
基50	色度	5度	12	3
基51	濁度	2度	12	3

クリプトスポリジウム 指標菌	大腸菌	陰性		6
	嫌気性芽胞菌	陰性		6

「総括」

浄水	全項目(51項目)	1検体×年1回
	毎月検査(9項目)	1検体×年8回
	年3回検査(浄水21項目)	1検体×年3回
	カビ臭原因物質(ジェオスミン+2-メチルイソボルネオール)	1検体×年3回
原水	40項目検査	3検体×年1回
	クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌+嫌気性芽胞菌)	3検体×年2回
	PFOS及びPFOA	3検体×年1回
	ミネラル成分8項目	1検体×年1回
	バナジウム+遊離炭酸+過マンガン酸カリウム消費量+臭気強度+炭酸水素イオン+カリウム+溶性ケイ酸+硫酸イオン	

別紙-1(水質基準項目の検査頻度)

「平山水系」

番号	項目名	基準値 (mg/L)	検体数×測定頻度	
			給水栓	原水
基1	一般細菌	100個/ml	12	2
基2	大腸菌	不検出	12	2
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	1	2
基4	水銀及びその化合物	0.0005	1	2
基5	セレン及びその化合物	0.01	1	2
基6	鉛及びその化合物	0.01	1	2
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	1	2
基8	六価クロム及びその化合物	0.02	1	2
基9	亜硝酸態窒素	0.04	1	2
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	4	2
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1	2
基12	フッ素及びその化合物	0.8	1	2
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	1	2
基14	四塩化炭素	0.002	1	2
基15	1,4-ジオキサン	0.05	1	2
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1	2
基17	ジクロロメタン	0.02	1	2
基18	テトラクロロエチレン	0.01	1	2
基19	トリクロロエチレン	0.01	1	2
基20	ベンゼン	0.01	1	2
基21	塩素酸	0.6	4	
基22	クロロ酢酸	0.02	4	
基23	クロロホルム	0.06	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03	4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	4	
基26	臭素酸	0.01	4	
基27	総トリハロメタン	0.1	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03	4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	4	
基30	ブロモホルム	0.09	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	1	2
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1	2
基34	鉄及びその化合物	0.3	4	2
基35	銅及びその化合物	1.0	1	2
基36	ナトリウム及びその化合物	200	1	2
基37	マンガン及びその化合物	0.05	1	2
基38	塩化物イオン	200	12	2
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	4	2
基40	蒸発残留物	500	4	2
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	1	2
基42	ジェオスミン	0.00001	4	2
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	4	2
基44	非イオン界面活性剤	0.02	1	2
基45	フェノール類	0.005	1	2
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	12	2
基47	pH値	5.8～8.6	12	2
基48	味	異常でない	12	2
基49	臭気	異常でない	12	2
基50	色度	5度	12	2
基51	濁度	2度	12	2

クリプトスポリジウム	大腸菌	陰性		4
指標菌	嫌気性芽胞菌	陰性		4

「総括」

浄水	全項目(51項目)	1検体×年1回
	毎月検査(9項目)	1検体×年8回
	年3回検査(浄水21項目+鉄+硬度+蒸発残留物)	1検体×年3回
	カビ臭原因物質(ジェオスミン+2-メチルイソボルネオール)	1検体×年3回
原水	40項目検査	2検体×年1回
	クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌+嫌気性芽胞菌)	2検体×年2回
	PFOS及びPFOA	2検体×年1回
	ミネラル成分8項目 バナジウム+遊離炭酸+過マンガン酸カリウム消費量+臭気強度+炭酸水素イオン+カリウム+溶性ケイ酸+硫酸イオン	1検体×年1回